

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。なお、本件は総合評価方式による入札である。

令和 5 年 11 月 30 日

一般財団法人茨城県環境保全事業団 理事長 横山 伸一

1 入札対象工事

- (1) 工事名 (仮称) 新産業廃棄物最終処分場建設工事
- (2) 工事場所 日立市諏訪町地内
- (3) 工事概要
 - (ア) 掘削工 177,570m³
 - (イ) 盛土工 2,400,600m³
 - (ウ) 遮水工 72,110m²
 - (エ) 防災調整池 1 式
 - (オ) 擁壁工 1 式
 - (カ) 浸出水処理施設 処理能力 400m³/日、浸出水調整槽 28,000m³
- (4) 工 期 令和 12 年 3 月 31 日
- (5) 建設工事の種類（業種区分）
土木一式工事、建築一式工事及び清掃施設工事又は機械器具設置工事

2 競争参加資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。（全てを満たすこと）

- (1) 本件を目的とする特定建設工事共同企業体の資格決定を受けている者であること。
- (2) 構成員数は、5 者とする。
- (3) 構成員の出資比率の下限は 10% 以上、代表構成員の出資比率は構成員中最大であること。
- (4) 経常建設共同企業体が構成員となる結成ではないこと。
- (5) 特定建設工事共同企業体の全ての構成員に必要な資格は、次のとおりである。
 - (ア) 令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
 - (イ) 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第 473 号）に基づき、一般競争入札参加資格の認定を受けている者であること。

- (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（以下「更生会社」という。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（以下「再生会社」という。）でないこと。（更生計画の認可が決定した後又は再生計画の認可決定が確定した後に茨城県知事が一般競争入札参加資格の再認定をした者を除く。）
 - (エ) 構成員の全てが、競争参加資格の確認の申請を行う日から開札予定日までの期間において、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (オ) 対象工事に係る設計業務等の受託者又は受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
 - (カ) 対象工事について、特定建設業の許可を受けていること。
 - (キ) 対象工事について、契約締結日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けている者であること。
- (6) 代表構成員は、次の基準を満たす者であること。
- (ア) 土木一式工事及び建築一式工事について、令和 5・6 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがそれぞれ S 等級であること。かつ、令和 5・6 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された総合点数がそれぞれ 1,500 点以上の者であること。
 - (イ) 国内で、一般廃棄物最終処分場又は公共関与管理型産業廃棄物最終処分場（それぞれ陸上埋立に限る。）の新設工事のうち、平成 15 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。）
 - (ウ) 土木の工事現場に、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
 - ① 一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第 26 条に規定する者であること。ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に 3 月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
 - ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 7 条第 1 号に規定する常勤役員等及び当該常勤

- 役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑥ 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (エ) 建築の工事現場に、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。
- ① 一級建築施工管理技士の資格を有する等、建築一式工事について、建設業法第26条に規定する者であること。ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
- ④ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
- ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑥ 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (オ) 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。
- (7) 代表構成員以外の構成員（その1）は、次の基準を満たす者であること。
- (ア) 土木一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS等級であること。かつ、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された総合点数が1,300点以上の者であること。
- (イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。

- ① 一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する者であること。ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
 - ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
 - ⑥ 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
 - ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (ウ) 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）又は営業所（支店等）があること。
- (8) 代表構成員以外の構成員（その2）は、次の基準を満たす者であること。
- (ア) 土木一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS等級であること。かつ、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された総合点数が1,200点以上の者であること。
 - (イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。
 - ① 一級土木施工管理技士の資格を有する等、土木一式工事について、建設業法第26条に規定する者であること。ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
 - ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。

- ⑥ 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
- (ウ) 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (9) 代表構成員以外の構成員（その3）は、次の基準を満たす者であること。
 - (ア) 建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS等級であること。かつ、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された総合点数が1,200点以上の者であること。
 - (イ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。
 - ① 一級建築施工管理技士の資格を有する等、建築一式工事について、建設業法第26条に規定する者であること。ただし、主任技術者にあつては、国家資格を有する者に限る。
 - ② 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
 - ③ 直接的かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
 - ④ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
 - ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
 - ⑥ 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
 - ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。
 - (ウ) 茨城県内に建設業法に基づく主たる営業所（本店）があること。
- (10) 代表構成員以外の構成員（その4）は、次の基準を満たす者であること。
 - (ア) 清掃施設工事又は機械器具設置工事について、特定建設業の許可を有し、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載されていること。
 - (イ) 国内で、一般廃棄物最終処分場又は公共関与管理型産業廃棄物最終処分

場（それぞれ陸上埋立に限る。）における浸出水処理施設の新設工事のうち、平成15年4月1日から令和5年3月31日の期間に竣工した工事を元請として施工した実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）

(ウ) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できること。なお、本工事は特例監理技術者の配置は認めない。

- ① 衛生工学「廃棄物・資源循環」、機械等の総合技術監理の資格を有する等、清掃施設工事又は機械器具設置工事について、建設業法第26条に規定する者であること。
- ② 監理技術者にあつては、建設業法による清掃施設工事業又は機械器具設置工事業について、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了している者であること。
- ③ 直接かつ恒常的な雇用関係があり、競争参加資格申請のあった日以前に3月以上の雇用関係がある者であること。
- ④ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における営業所の専任技術者でないこと。
- ⑤ 競争参加資格の確認申請時に、建設業許可における建設業法施行規則第7条第1号に規定する常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者（経營業務の管理責任者等）でないこと。
- ⑥ 現在他の工事に配置されている主任技術者又は監理技術者若しくは監理技術者補佐にあつては、工期の始期日から配置でき、かつ本工事の着手日において専任で配置できること。
- ⑦ 本工事における配置予定技術者を申請時点で一人に特定できない場合は、複数（3名まで）の者を配置予定技術者とすることができる。この場合、競争参加資格確認資料はすべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、落札者は、契約時に1名を選択するものとする。

3 設計業務等の受託者等

(1) 2(5)(ウ)の「対象工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

(ア) 本事業に係る施設整備基本設計・実施設計・発注支援事業に関与した者
・ 八千代エンジニアリング株式会社

(イ) 本事業に係る技術提案の審査に関与した者
・ 以下の事業者選定委員会の委員

氏 名	所 属
大迫 政浩	国立研究開発法人国立環境研究所 資源循環領域 領域長

菊池 睦弥	一般財団法人茨城県環境保全事業団 常務理事
小林 薫	茨城大学大学院理工学研究科 都市システム工学領域 教授
小峯 秀雄	早稲田大学理工学術院創造理工学部 社会環境工学科 教授
宮脇 健太郎	明星大学理工学部 総合理工学科 教授

(2) 2 (5) (ウ)の「受託者と資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次に該当するものである。

(ア) 八千代エンジニアリング株式会社もしくは本事業に係る技術提案の審査に関与した事業者選定委員会の委員が所属している団体の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者

(イ) 建設業者の代表権を有する役員が八千代エンジニアリング株式会社もしくは本事業に係る技術提案の審査に関与した事業者選定委員会の委員が所属している団体の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

4 特定建設工事共同企業体としての入札参加資格審査申請

この工事の入札参加を希望する者（特定建設工事共同企業体）は、あらかじめ建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用）等を次により持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出し、入札参加資格の決定を受けなければならない。

(1) 提出先

〒316-0003 茨城県日立市多賀町 2-1-4 多賀カシマビル 1
一般財団法人茨城県環境保全事業団 日立駐在所

(2) 申請期間

- ・令和6年2月13日（火）9時 から 令和6年2月16日（金）17時まで
（ただし、持参による場合には、正午から13時を除く。）

(3) 提出書類（様式等は別紙のとおり）

(ア) 建設工事入札参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体用） 6部

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書 6部

(ウ) 配置予定技術者の資格者証の写し、監理技術者資格者証の写し、監理技術者講習修了履歴の写し、雇用関係を証する書類（健康保険被保険者証等） 各1部

(エ) 代表構成員以外のすべての構成員が、代表構成員又はその受任者あてに入札・見積に関する権限を委任した旨の委任状 1通

(オ) 返信用封筒 ((ア)～(イ)に掲げる書類各 5 部を返送するのに必要な切手を貼付すること。) 1 通

5 競争参加資格の確認等

(1) 対象工事の入札参加を希望する者は、以下の資料各 1 部を持参又は郵送（書留郵便に限る）により提出し、競争参加資格確認通知書（茨城県一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）様式第 6 号）の交付を受けなければならない。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。（電子メールの受信可能容量は 10 メガバイトとなっているので、注意すること。）

- ・競争参加資格確認申請書（実施要領様式第 3 号。以下「申請書」という。）
- ・競争参加資格確認資料（実施要領様式第 4 号。以下「資料」という。）及び競争参加資格の裏付資料各 1 部
- ・技術資料の提出について（様式第 1－1 号）
- ・工事成績評定評価対象工事資料（茨城県土木部総合評価方式試行要領（以下「試行要領」という。）様式 2 号）
- ・施工実績評価資料（試行要領様式 3 号）
- ・配置予定技術者評価資料（試行要領様式 4 号）
- ・企業の新規雇用実績（試行要領様式 14 号）
- ・若手又は女性技術者の配置（試行要領様式 15 号）
- ・登録基幹技能者の配置（試行要領様式 16－1 号）
- ・技術提案書（試行要領様式 8 号）
- ・技術提案書の参考資料（浸出水処理施設見積設計図書）

先行開業の内容と、全体開業の内容を区別して提出すること。

(ア) 施設概要説明書

- ① 施設の性能（処理能力等）
- ② 各設備概要説明（プロセス説明を含む）
- ③ 運営管理条件（運転人員、必要資格者、労働安全衛生対策、公害防止対策、アフターサービス体制）
- ④ 維持管理費試算書（稼働後 23 年間に要する電気、薬品、燃料、プロセス用水等の費用、定期点検整備費、消耗部品交換費等を主要設備毎に整理する。また、法定点検が必要な項目及びその費用を整理する。）
- ⑤ 公害防止対策
- ⑥ 主要機器メーカーリスト

(イ) 設計仕様書

- ① 設計計算書
- ② 設備仕様（形式、能力、有効容量、数量、構造等）
- ③ 設備容量計算書

(ウ) 図面

- ① 工事工程表
- ② 全体配置図及び動線計画図
- ③ フローシート
- ④ 水位高低図
- ⑤ 土木建築一般図（各階平面図、断面図、立面図、各室面積及び仕上表、水槽防食仕上表等）
- ⑥ 主要機器配置図

2(6)(ウ)⑦、2(6)(エ)⑦、2(7)(イ)⑦、2(8)(イ)⑦、2(9)(イ)⑦、2(10)(ウ)⑦に掲げる事項に該当する場合にあっては、すべての配置予定技術者について、申請書等を作成のうえ、提出するものとする。

また、この工事の配置予定技術者が他の工事の配置予定技術者と重複する場合にあっては、主任（監理）技術者重複申請調書を提出すること。

(ア) 申請書等の提出期限・場所

- ・令和6年2月13日（火）～令和6年2月16日（金）17時必着
（郵送による受領期限は令和6年2月16日必着（書留郵便に限る。））
- ・場所（ただし、郵送による場合は提出先）
〒316-0003 茨城県日立市多賀町2-1-4 多賀カシマビル1
一般財団法人茨城県環境保全事業団 日立駐在所
- ・電子メールアドレス seibi@ef-kasama.or.jp

(イ) 申請書、技術資料の作成説明会

実施しない。

(ウ) 申請書、技術資料のヒアリング

下記により実施する。

- ・日時 令和6年3月8日（金）

※時間及び場所（都内を想定）は別途各社に通知する。

(エ) 競争参加資格の確認は、申請書の申請日現在で行い、その結果は、競争参加資格確認通知書により、原則として8日以内（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）に回答する。

(オ) 競争参加資格の裏付資料として、下記のを提出すること。ただし、競争参加資格要件として付されていない条件に係るものは除く。

- ・入札に参加しようとする特定建設工事共同企業体の構成員の施工実績が確認できる資料
- ・配置予定技術者の資格証等の写し
- ・配置予定技術者の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了履歴の写し（監理技術者として配置しようとする場合のみ）
- ・配置予定技術者の施工経験が確認できる資料
- ・特定建設工事共同企業体の構成員と配置予定技術者との雇用関係が確認できる資料（健康保険被保険者証等の写し）

*健康保険被保険者証の写しはあらかじめ被保険者記号・番号の部分にマスキングを施した状態で提出すること。

- ・最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（建設業法第27条の27第1項及び第27条の29第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の15））の写し

総合評定値の請求をしていない者にあつては、最新の経営規模等評価結果通知書及び経営状況分析結果通知書（建設業法第27条の25第1項に基づく通知（建設業法施行規則別記様式第25号の13））の写し

- (2) 競争参加資格がないと認められた者は、その理由について、説明を求めることができる。ただし、説明を求める場合には、(1)(エ)の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に一般財団法人茨城県環境保全事業団理事長に書面により行わなければならない。
- (3) 受付日時までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加できない。
- (4) 他の工事を落札したことにより申請した配置予定技術者を本工事に配置できなくなったときは、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書（以下「取下げ書」という。）を入札日時までに提出すること。郵送による場合には書留郵便によること。なお、緊急やむを得ないと認められる場合には担当部局に電話により連絡し、取下げ書をファクシミリにより提出したうえで、速やかに書面を郵送すること。ただし、担当部局の了解を得た場合に限り、書留郵便ではなく、電子メール（画像ファイル）による提出についても可とする。（電子メールの受信可能容量は10メガバイトとなっているので、注意すること。）

6 設計図書の閲覧等

- (1) 設計図書は、次により閲覧に供する。

(ア) 一般財団法人茨城県環境保全事業団ホームページ

URL：<https://ef-kasama.or.jp>

(イ) 公共事業情報センター

・期間 公告の日～令和6年3月15日（休日を除く。）

9時から（水曜日のみ10時から）16時まで（ただし、正午から13時を除く。）

・場所 水戸市笠原町978-6 茨城県庁1階

- (2) 設計図書に対する質問がある場合は、簡易な内容確認を除き書面にて電子メールにより行うこと。

回答は、電子メールをもって行い、(1)(ア)の場所で閲覧に供する。

・質疑受付時間

令和5年12月1日～令和5年12月11日（ただし、休日を除く。）

9時から16時まで

- ・ 書面の提出先
〒316-0003 茨城県日立市多賀町 2-1-4 多賀カシマビル 1
一般財団法人茨城県環境保全事業団 日立駐在所
- ・ 電子メールアドレス seibi@ef-kasama.or.jp
- ・ 回答閲覧期間
令和5年12月25日～令和6年1月12日

7 現場説明会

実施しない。ただし、現場見学を希望する入札参加希望者は、担当部局と事前に日程調整を行うこと。

8 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 令和6年3月15日（金） 14時から
- (2) 場所 〒309-1603 茨城県笠間市福田165番1
一般財団法人茨城県環境保全事業団 管理棟内2階会議室

9 予定価格

- ・ 21,819,325,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

10 入札方法等

- (1) 入札に当たっては、下記の書類を提出すること。
 - ・ 入札書（茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）様式第1号）
 - ・ 工事費内訳書（別に定める作成例に準じ作成するもの）
 - ・ 連絡担当者の名刺1枚
 - ・ 競争参加資格確認通知書の写し
- (2) 入札書は、本人又は委任状の交付を受けた代理人が持参するものとし、郵送又は電子メールによる入札は認めない。
- (3) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等関係法令を遵守すること。
- (4) 入札に当たっては、競争を制限する目的で入札参加者と入札価格等についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。また、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (5) 入札参加者が連合し、又は不誠実な行為をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくはとりやめることがある。

- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
- (8) 入札執行回数は、1回とする。
- (9) 低入札価格調査に係る各調査票の事前提出
 - (ア) 入札に際し、9に示す予定価格（税抜）の92%（1万円未満切捨て）未満に相当する額（税抜）で入札しようとする者は、「茨城県低入札価格調査制度実施運営要領」第6条第1項に掲げる①から⑮の各調査表の提出を求める（⑬～⑮の資料の提出は任意）。
 - (イ) (ア)の場合において、入札に際して一部でも各調査表を提出しなかった者のした入札は、無効とする。
 - (ウ) (ア)の提出方法については、本人又は委任状の交付を受けた代理人が入札日に持参するものとし、郵送又は電子メールによる提出は認めない。

1.1 落札者の決定方法

- (1) 次の(ア)～(ウ)のいずれの要件にも該当する者のうち、提出された技術資料を評価した評価点に標準点を加えた点数（技術評価点）を入札価格で除した数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする（(ウ)に該当する者を除く）。
 - (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること（有効な入札に限る）。
 - (イ) 評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値を下回らないこと。
 - (ウ) 技術提案の評価が不可でないこと。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最高の評価値となった者を落札者とする（(ウ)に該当する者を除く）。
- (2) 総合評価による評価値については、各入札参加希望者から提出された技術資料に基づき、以下の(ア)、(イ)により算定する。
 - (ア) 評価値の算定方法

評価値は、入札書が無効でないもののうち、予定価格の制限の範囲内のものについて、次の式により算定する。

$$\cdot \text{評価値} = \text{技術評価点} / \text{入札価格} = (\text{標準点} + \text{評価点}) / \text{入札価格}$$
 - (イ) 技術評価点の配点

標準点と評価点の配点は、次のとおりとする。

- ・標準点 100 点、評価点 53 点
- ・評価点は、次の「評価項目及び評価基準」における合計とする。

【評価項目及び評価基準】

評価項目	配点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下第 2 位四捨五入）及び工事件数により評価する。 評価の対象は、平成 30 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに竣工した茨城県土木部発注の 1 千万円以上の各構成員が対象とする工事（土木一式工事、建築一式工事、清掃施設工事又は機械器具設置工事）の評定点とし、共同企業体の各構成員の評価対象評定点のすべてを平均した点数（小数点以下第 2 位四捨五入）によって評価する。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を 65.0 点とみなす。	3.0 点	「80 点以上」	3.0 点
		「78 点以上 80 点未満」	2.5 点
		「76 点以上 78 点未満」	2.0 点
		「74 点以上 76 点未満」	1.5 点
		「72 点以上 74 点未満」	1.0 点
		「72 点未満」・対象無し	0 点
イ 代表構成員の施工実績 一般廃棄物最終処分場または公共関与型産業廃棄物管理型最終処分場（いずれも陸上埋立処分場に限る。以下「同種工事」という。）を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、平成 15 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。	1.0 点	埋立容量 230 万 m ³ 以上の同種工事の実績有り	1.0 点
		埋立容量 140 万 m ³ 以上の同種工事の実績有り	0.5 点
		上記以外	0 点
ウ 構成員（その 4）の施工実績 同種工事の浸出水処理施設を元請けとして施工した実績（共同企	1.0 点	400m ³ /日以上 of 浸出水処理施設工事の実績有り	1.0 点
		280m ³ /日以上 of 浸出水処理施設工事の実績有り	0.5 点

<p>業体の構成員の場合は出資比 20%以上)により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、平成 15 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。</p>		上記以外	0 点
<p>エ 代表構成員の配置予定技術者の施工経験</p> <p>同種工事を元請けの主任技術者、監理技術者（特例監理技術者含む）又は現場代理人として施工した経験（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。</p> <p>評価の対象とする工事は、平成 15 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに竣工した国、地方公共団体、特殊法人等発注の公共工事とする。</p>	2.0 点	同種工事の経験有り	2.0 点
		上記以外	0 点
<p>オ 代表構成員及び構成員の地域内拠点の有無</p> <p>工事箇所のある地域に、本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある場合に評価する。</p>	3.0 点	2 人以上が日立市内に本店を有する	3.0 点
		1 人が日立市内に本店を有する	1.5 点
		上記以外	0 点
<p>カ 代表構成員及び構成員の新規雇用実績</p> <p>従業員を新たに雇用した実績の有無で評価する。</p> <p>評価の対象は、令和 3 年 4 月 1 日以降に正規雇用（期間の定めのない雇用契約）した従業員を入札公告日まで 3 ヶ月以上継続雇用している実績がある場合とする。</p> <p>また、評価の対象とする従業員は、入札公告日時点で 35 歳未満の者とする。</p> <p>なお、前勤務先が新規雇用した企業と同一である者は評価の対象としない。</p>	1.0 点	雇用実績有り	1.0 点
		雇用実績無し	0 点
<p>キ 代表構成員及び構成員の若手又は女性技術者の配置</p> <p>若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監</p>	1.0 点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0 点

理)技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で 35 歳未満の若手技術者、又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係があり、入札公告日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係がある者とする。		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5 点
		若手又は女性技術者の配置無し	0 点
ク 代表構成員及び構成員の登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録土工基幹技能者（又は登録土工技能者）であり、元請業者又は下請業者が雇用する者とする。	1.0 点	登録土工基幹技能者（又は登録土工基幹技能者）の配置有り	1.0 点
		登録基幹技能者の配置無し	0 点
小 計	13.0 点		
ケ 技術提案			
施工計画に関する事項 <u>①品質確保・向上</u> ・現地の地形・地質・水文状況を正しく理解した施工計画の提案 ・工事目的物の性能・機能等の確保手法の提案 ・実績に基づいた施工計画（特に土工、仮設工）の提案 ・材料等の品質の確保手法の提案 ・先行開業後における安全対策、環境対策の提案 <u>②施工手順</u> ・具体的な仮設工事（盛土材運搬時、先行開業後時）の提案 ・管理施設エリアの具体的な施工手順の提案（浸出水処理施設と調整槽、防災調整池、県道との段差処理対策の施工手順） <u>③安全対策</u>	6.0 点	【1位満点方式】 評価点=(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数) (小数点以下第2位四捨五入1位止め)	6.0 点

<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の確保の提案 ④その他 ・上記以外の自主的な提案 			
<p>工期遵守に関する事項</p> <p>①工事工程の妥当性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妥当性のある工事工程の提案 ・妥当性のある仮設工事及び工程の提案 <p>②工事工程短縮の可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実績等に基づく工事工程短縮の可能性の提案 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の自主的な提案 	8.0 点	<p>【1位満点方式】</p> <p>評価点=(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数)</p> <p>(小数点以下第2位四捨五入1位止め)</p>	8.0 点
<p>遮水工に関する事項</p> <p>①品質確保・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性能・機能等の確保手法の提案 ・材料、接続部等の品質確保の提案 ・貯留構造物貫通部・区画堰堤貫通部の遮水性能確保の提案 <p>②段階施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遮水工の段階施工時の安全対策、品質確保の提案 ・遮水工増設時の接続方法の提案 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の自主的な提案 	6.0 点	<p>【1位満点方式】</p> <p>評価点=(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数)</p> <p>(小数点以下第2位四捨五入1位止め)</p>	6.0 点
<p>浸出水処理に関する事項</p> <p>①品質確保・向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画放流水質を満足し、維持管理費を低減できる適正な処理フローの提案 ・水質変動対策の提案 ・現地の地形・地質・水文状況を正しく理解した浸出水処理施設の設計・施工計画の提案 ・温室効果ガス削減対策の提案 ・先行開業後における安全対策、環境対策の提案 ・集水ピット～浸出水調整 	6.0 点	<p>【1位満点方式】</p> <p>評価点=(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数)</p> <p>(小数点以下第2位四捨五入1位止め)</p>	6.0 点

<p>槽までの浸出水送水に関する安全対策、環境対策の提案</p> <p><u>②緊急時の運転</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故及び災害時（水害、地震、火災、停電、故障、その他非常時で各々の事象毎別に）の安定稼働の提案 <p><u>③施設の長寿命化</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守管理、修繕、機器の更新計画の提案 <p><u>④その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の自主的な提案 			
<p>維持管理に関する事項</p> <p><u>①埋立地の維持管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋立計画、埋立方法の提案 ・維持管理の効率化、コスト縮減の提案 <p><u>②浸出水処理施設の維持管理</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常時の安定運転の提案 ・先行開業後の安定運転の提案 <p><u>③その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法面保護工の経年劣化に対する提案 ・上記以外の自主的な提案 	6.0 点	<p>【1位満点方式】</p> <p>評価点=(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数)</p> <p>(小数点以下第2位四捨五入1位止め)</p>	6.0 点
<p>周辺環境等への配慮に関する事項</p> <p><u>①工事車両・施工の影響</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・大気質、騒音・振動、水質、地下水、温室効果ガスの環境配慮の提案 ・市道（梅林通り）の回避対策、渋滞緩和対策の提案 <p><u>②地元企業との連携</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元企業との連携についての提案 <p><u>③その他</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の自主的な提案 	8.0 点	<p>【1位満点方式】</p> <p>評価点=(満点)×(当該競争参加者の採点々数)÷(競争参加者の内の最高の採点々数)</p> <p>(小数点以下第2位四捨五入1位止め)</p>	8.0 点

		<p>・評価項目ごとに次の5段階により評価し点数化する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>評価内容</th> <th>点数化方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>提案内容が優れており、非常に大きな期待ができる</td> <td>配点 ×1.00</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>提案内容が優れており、大きな期待ができる</td> <td>配点 ×0.75</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>提案内容に期待ができる</td> <td>配点 ×0.50</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>提案内容にあまり期待ができない</td> <td>配点 ×0.25</td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>提案内容にほとんど期待ができない</td> <td>配点 ×0.00</td> </tr> </tbody> </table>	評価	評価内容	点数化方法	5	提案内容が優れており、非常に大きな期待ができる	配点 ×1.00	4	提案内容が優れており、大きな期待ができる	配点 ×0.75	3	提案内容に期待ができる	配点 ×0.50	2	提案内容にあまり期待ができない	配点 ×0.25	1	提案内容にほとんど期待ができない	配点 ×0.00	
評価	評価内容	点数化方法																			
5	提案内容が優れており、非常に大きな期待ができる	配点 ×1.00																			
4	提案内容が優れており、大きな期待ができる	配点 ×0.75																			
3	提案内容に期待ができる	配点 ×0.50																			
2	提案内容にあまり期待ができない	配点 ×0.25																			
1	提案内容にほとんど期待ができない	配点 ×0.00																			
		<p>【不可】と評価された場合は競争参加を認めない。</p> <p>※不可とは、技術提案書が①未提出、②白紙、③内容が無関係、④内容が法令違反、⑤明らかに標準案をみたされない場合などの何れかに該当する場合。</p>	欠格																		
小計	40.0点																				
合計	53.0点																				

(3) 技術提案の評価が不可の場合は、入札参加を認めない。

(4) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者について、提出された調査表に基づき調査を行った結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、(1)によらず、その者を落札者とししない。

(5) あらかじめ調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、調査に協力しなければならない。調査に協力しない場合、失格とする。調査は要領に基づき厳正に行う。

1 2 入札結果の公表

(1) 対象工事の入札結果は、事業者選定委員会委員への報告・承認を経て、令和6年3月19日頃までに一般財団法人茨城県環境保全事業団ホームページに掲載することにより公表するものとする。

(2) 入札結果の公表までの間は、結果の問い合わせ等には、一切応じないものとする。

1.3 入札保証金

免除する。

1.4 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
- (2) 工事費内訳書の様式は別に定める作成例に準じたものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書は、返却しない。また、引換え、変更又は取消しは認めない。
- (4) 工事費内訳書の提出は、契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 談合があると疑うに足りる事実があると判断される場合には、提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出する。

1.5 契約保証金

納付する。ただし、利付国債、利付茨城県債の提供又は金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

1.6 調査基準価格

設定する。調査は要領に基づき厳正に行う。

(「茨城県低入札価格調査制度実施運営要領」により、良く確認しておくこと。

<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kanri/kensetsu/menue/teinyuu/teinyuu.html>)

1.7 最低制限価格

設定しない。

1.8 請負契約書作成

建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）により、契約書を作成するものとする。

1 9 支払条件

(1) 前払金

(ア) 保証事業会社と前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金(債務負担行為に係る契約にあっては、各会計年度の出来高予定額。以下同じ)のうち4割で計算した金額以内の前払金を請求できる。

(イ) あらかじめ調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格をもって申込みをした者との契約については、(ア)によらず、前払金は請負代金の2割で計算した金額以内とする。なお、(2)の中間前払金及び(3)の部分払の請求を妨げるものではない。

(2) 中間前払金

中間前払金の認定を受け、保証事業会社と中間前払金の保証契約を締結した場合は、請負代金のうち、2割以内の中間前払金を請求できる。

(3) 部分払

請求できる。ただし、回数は協議して定める。

なお、(3)の請求の後に、(2)の請求はできないものとする。

2 0 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

(ア) 入札について不正の行為があった場合

(イ) 入札書に記載した金額その他必要事項を確認しがたい場合

(ウ) 指定の入札日時までに到達しない場合

(エ) 入札書を2通以上提出した場合

(オ) 他の代理を兼ね又は2人以上の代理をした場合

(カ) 持参の場合は、代理人が委任状を持参しない場合

(キ) 工事費内訳書の提出がない場合

(2) この公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びにこの公告において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3) 競争参加資格確認通知書により競争参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は無効とする。

(4) 入札日までに2に掲げる競争参加資格のない者のした入札は、無効とする。

(5) 入札日までに他の工事を落札したことによりこの工事に配置予定として申請した技術者を配置できなくなった者のした入札は無効とする。

2 1 火災保険付保の要否

否

2 2 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

2 3 その他

- (1) 落札決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。
- (2) 主任技術者又は監理技術者の途中交代については、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合や、受注者の責によらない契約事項の変更に伴う場合、工場から現地へ工事の現場が移行する場合、工事工程上技術者の交代が合理的な場合に認める。なお、主任技術者又は監理技術者を変更する場合は、2(6)(ウ)(エ)、2(7)(イ)、2(8)(イ)、2(9)(イ)及び2(10)(ウ)の基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。また、工事の継続性、品質確保等に支障を生じさせない観点から、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とすること、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に配置するなどの措置をとること。
- (3) 提出された資料は、返却しない。ただし、公表したり、無断で他の目的に使用することはしない。
- (4) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 競争参加資格確認申請書提出後、代表構成員以外の構成員を原因として、指名停止となった共同企業体については、当該原因者構成員を他の者に替えて再結成し、その地位を承継することができる。再結成に伴う申請は次のとおりとする。
 - (ア) 提出方法及び場所
緊急を要するため、担当部局に持参により提出すること。
 - (イ) 提出書類
 - ① 提出書類特定建設工事共同企業体解散届
 - ② 特定建設工事共同企業体協定書
 - ③ 競争参加資格地位承継申請書
 - ④ 5に掲げる書類
- (ウ) その他

入札参加資格を認められた特定建設工事共同企業体において、代表構成員を除く構成員が指名停止措置を受けたときにおいて、以下の①～④の条件を

すべて満たす場合に限り、入札参加資格の承継をすることができる。

- ① 当該指名停止措置を受けた構成員（以下「指名停止構成員」という。）以外の構成員が、当該特定建設工事共同企業体を解散して、指名停止措置を受けた構成員に代わる建設業者を加えた構成による特定建設工事共同企業体を新たに結成し、解散前の特定建設工事共同企業体が有していた入札参加資格を承継しようとする場合
- ② 新たに結成する特定建設工事共同企業体が、個別の入札公告に示す入札参加資格及び競争参加資格の基準を満たす場合
- ③ 当該指名停止措置の始期日が、当該特定建設工事共同企業体の競争参加資格確認通知日の翌日から入札日の5日前までの期間中である場合
- ④ 当該指名停止措置の始期日から、入札日の5日前までの期間に、個別の入札公告に示す地位承継認定申請に係る手続き（申請書等の提出）が適正に行われた場合

(6) この工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事であるため、設計図書等に記載された処理方法及び処理場所等を参考にしたうえで入札すること。また、契約にあたり、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化に要する費用を契約書に記載する必要があることから、落札者は落札決定後に発注者と協議すること。

(7) あらかじめ調査基準価格を設定している場合において、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者と契約を締結するときは、建設工事請負契約書（茨城県建設工事執行規則様式第2号）第10条第4項の規定に関わらず、現場代理人と主任（監理）技術者はこれを兼ねることができないものとする。

さらに、茨城県土木部発注工事において、当該業者が入札日から過去2年以内に竣工した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合には、当該工事に配置する主任（監理）技術者とは別に、同等の資格（施工経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された者。
- ② 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は発注者、総括監督員等から書面により警告若しくは注意の喚起を受けた者。
- ④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

- (8) 本工事の担当部局は次のとおりであり、不明の点については照会すること。

〒316-0003 茨城県日立市多賀町 2-1-4 多賀カシマビル 1
一般財団法人茨城県環境保全事業団 日立駐在所
整備課 担当 加藤（庶務）
大高（技術）
電話：0294-33-8731
電子メールアドレス：seibi@ef-kasama.or.jp

- (9) 入札に関連する様式等については、以下のアドレスよりダウンロードすること。

- ・一般財団法人茨城県環境保全事業団ホームページ
(URL : <https://ef-kasama.or.jp>)